

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令
第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

令和七年五月二十二日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 通知を受けるべき者

住 所		土地所有者 氏 名
存否不明（戸籍不存在）		向井 ジュン

二 通知すべき事項を記載した書類の名称

家下川2砂防工事（広島県広島市南区似島町字家下地内）に係る土地収用事件の第一回
審理開催の通知

三 土地等の表示

収用の部分に関する事項

所在	地 番	地 目		積	裁決手続を開 始する土地の 面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）
広島県 広島市南区 似島町 字家下	五八二七番	畑	原野	八五	一五二・一二二
					一二三・八二二

四 通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、令和七年六月十二日にその通知があったものとみな
されます。